●●庁舎業務内容について前回申請からの変更点

現在の許可

- ・令和6年5月22日. 断続的労働に従事する者に対する適用除外許可
- ・令和6年7月10日.○○○に対する最低賃金の減額の特例許可(減額率34.1%)

これら許可申請時から業務の内容が増えた。(⑥その他 d, 別紙 4)

巡回経路,巡視内容は以前と同じ。※別紙巡回経路

以前の業務を統合し実労働時間を少なくしたが、

新たに増えた業務と戸籍届受理件数の増加により前回申請時より実労働時間数が増えた。 なお、○○○○の労働態様は以前と同じ。

また、戸籍届受理と道路障害情報通報は精神的負担の大きい業務であるので その内容を詳しく説明した。※別紙 1, 2

以上により、再度の申請を行う。

【平日の業務】

(時間数)

- ○所定労働時間:17:15~翌8:30 → 915分(15.25 時間)
- ○平日(翌日も平日)
- ・巡回など4回(50分,30分,30分,15分)+その他40分
- · 実労働時間: 165 分
- ・手待ち時間: 750分
- ○平日(翌日が休日)
- ・巡回など3回(50分, 30分, 20分)+その他40分
- · 実労働時間: 140 分
- ・手待ち時間:775分
- ○実労働時間の多い方を平日(翌日も平日)の労働時間とした。
- ·減額率= $(750\times0.4)\div915\times100=32.786\cdots\%$ = 32.78%

(内容)

①閉場業務 17:15~18:05(50分) ※以前と同じ

・17:15:上番

※HPでは業務詳細について非公開

東出入り口施錠(18:00)

②細密巡回(22:00~22:30)30分 ※以前と同じ

- ・ケイタイへの転送開始
- ・警備室前に「巡回中」を置く。
- ・ 警備室ドア施錠

※HPでは業務詳細について非公開

- ・ 警備室に戻る。
- 転送解除

○仮眠可能時間(0:00~5:30) ※以前より変更

※以前は23:00~5:40

- ・職員退出がたまに0:00近くになるので、仮眠可能時間帯開始を遅くした。
- ・ $6:00\sim6:30$ にバス運転手が出勤するのに合わせて仮眠可能時間帯終了を早くした。

③-a 開場業務・巡回 / 翌日が平日(7:00~7:30)30 分※統合のため以前より減少

※以前は「早朝巡回(5: $40\sim6:00$)20分+開場業務(7: $30\sim7:45$)15分=35分」 これを合体し「7: $00\sim7:30$ 」とした。

- ・ケイタイへの転送開始
- ※HPでは業務詳細について非公開
- ・ケイタイへの転送解除

③-b 開場業務・巡回 / 翌日が休日(7:00~7:20) 20 分※以前より減少

※以前は「早朝巡回($5:40\sim6:00$)20分+揚旗($7:30\sim7:40$)10分=30分」 休日の揚旗不要になったため「揚旗 10 分」を割愛 祭日は「国旗のみ掲揚」だがこれは「 $7:00\sim7:20$ 」で行える。

④正面玄関立哨,引き継ぎ(8:15~8:30)15分 ※以前と同じ

- ·正面玄関口立哨 8:15~8:25
- ・8:25: 電話きり変え

・戸籍セットと受取運賃箱を渡して下番 ※翌日が休日の場合は行わない。

⑥その他実労働 40 分/日 ※以前より増加

 $a + b + c + d + e + f = 10 + 3 + 2 + 5 + 5 + 15 = 40 \, \%$

a.戸籍届受理:10分/日 ※本年度推測実績増加のため増加(別紙1)

- ・届出書の内容をチェックして受理する。
- ・戸籍関係に変動が生じる場合は「定められた3か所に戸籍関係書類発行停止連絡」。 死亡届では火葬許可書の発行も行う。
- ・精神的負担の大きさについては別紙参照。
- ・死亡届受理所要時間 60~90 分
- ・出生,婚姻,離婚届など受理所要時間 10~20分

○前回の申請ベース

- ・令和5年度実績:死亡届22件,それ以外なし。
- · 1 日平均所要時間: 90 分×22 件÷365 日=5.4246···分≒6 分

○今回の申請ベース

- ・令和6年度1月までの実績:死亡届26件,婚姻届2件→28件
- · 本年度推測実績=28 件 × 4/3≒38 件
- · 1 日平均所要時間: 90 分×38 件÷365 日=9.36···分≒10 分

b.道路障害情報対応:3分/日 ※本年度推測実績増加のため増加(別紙2)

- ・動物死骸、倒木、土砂崩れなどの情報電話に対し、場所を特定して管轄部署に連絡。
- ・#9910 からの道路障害情報も同じ。
- ・●●支所の管轄である場合は担当者に電話連絡。
- ・精神的負担の大きさについては別紙参照。
- · 所要時間 10~15 分

○前回の申請ベース

- · 令和 5 年度実績: 45 件
- ・ 1 日平均所要時間: 15 分×45 件÷365 日=1.849…分≒2分

○今回の申請ベース

· 令和 6 年度実績(~1 月) 50 件

- ・本年度推測実績=50 × 4/3=67 件
- · 1 日平均所要時間: 15 分×67 件÷365 日=2.753···分≒3 分

c.水道障害情報・火災発生情報対応:2分/日 ※本年度推測実績は前年度と同じ(別紙3)

- ・●●事業所管轄での障害連絡(自動電話)のあったことを担当者にそのまま連絡。
- ・火災発生の自動連絡があったことを担当者にそのまま連絡。
- 所要時間 5 分

○前回の申請ベース

- ・令和5年度実績(前回の申請ベース): 水道101件, 火災11件
- ・1 日平均所要時間: 5 分×112 件÷365 日=1.5342…分≒2分

○今回の申請ベース

- · 令和 6 年度実績(~1 月) 90 回
- ・令和6年度推測実績=90 × 4/3=120 回
- ・1 日平均所要時間:5分×120回÷365日=1.6438···分≒2分

※深夜の自動電話があまりにも多いので

「夜間の連続した 4 時間睡眠を害する」と申し入れたところ 12 月から深夜の自動電話は「ピタリ」となくなった。 そのため、自動電話の回数がこれ以上増えることはないと思われる。

d.●●事業所職員の深夜出入り対応 5分/日 ※新規追加(別紙 4)

- ・「予定された深夜工事」と「漏水、陥没などの突発的障害」による職員の深夜出入り。
- ・職員の出入りのときに警備室側出入り口を解錠・施錠する。
- ・職員滞留時間30分~60分。
- ・突発的業務として「その他」で処理できるが、 予定された定期的な補修作業・工事も入っているようなので項目を分けた。
- ・この業務についての詳細は別紙参照。
- · 令和 6 年度実績(~1 月)22 件
- · 令和 6 年度推測実績=22 × 4/3=30 件
- 1 日平均所要時間: $60 \, \text{分} \times 30 \, \text{件} \div 365 \, \text{日} = 4.931 \cdots \, \text{分} \div 5 \, \text{分}$
- ※令和5年度実績は30件(新たに問い合わせ)

e.日報作成 5分/日 ※以前と同じ

f.予備時間 15分/日 ※以前と同じ

・不測の事態に対応する時間。

●平日の実労働時間数は実労働時間数の多い方とする。→165分

- •平日(翌日 5平日)=①+②+③ a +④+⑥=50+30+30+15+40=165 分
- ・平日(翌日が休日)=①+②+③b+⑥=50+30+20+40=140 分

【休日の業務】

(時間数)

- ○所定労働時間:8:30~翌8:30 → 1440分 / 24 時間
- ○実労働時間 145分
- ・翌日が平日:巡回等5回(20分+10分+30分+30分+15分)+その他40分=145分
- ・翌日も休日:巡回等4回(20分+10分+30分+20分)+その他40分=120分
- ・実労働時間数の多い方を休日の実労働時間とする。

- · 実労働時間: 145 分
- ・手待ち時間:1295分
- ·減額率=(1295×0.4)÷1440×100=35.972···%≒35.97%

(内容)

①外周巡回(14:00~14:20)20分

②降旗 /祭日のみ(17:00~17:10)10分

③細密巡回(22:00~22:30)30分

④-a 朝業務(翌日が平日)45分

・開場業務・巡回(7:00~7:30)30分

・正面立哨など(8:15~8:30)15分

④-b 朝業務(翌日が休日)20分

·外周巡回 (7:00~7:20)20分

⑥その他 40 分(共通)

●休日の実労働時間数は実労働時間数の多い方とする。→145分

- ・休日(翌日が平日)=①+②+③+④ a +⑤+⑥=20+10+30+30+15+40=145 分
- ・休日(翌日も休日)=①+②+③+④b+⑥=20+10+30+20+40=120分